

[別紙(当会の沿革と趣旨)]

井上育英会の奨学生(貸与)を希望する学生の皆さんへ

公益財団法人 井上育英会

当育英会は、大正15年井上候爵家の寄付をもって設立されました。その目指すところは、学業成績優秀、心身健全であって経済的理由により就学が困難な学生に対し、物心両面にわたって援助育成の手をさしのべ、国家社会の指導的立場に立つ人材を世に送ることにあります。以来、当会の奨学金を受けた者は既に1,500名を超え、広く社会の各方面において活躍しています。

昭和14年、当会の事業を支援するとともに、当会出身者相互の親睦をはかることを目的として、財団法人 桜菱会が設立されました。桜菱会は、育英会設立時から事業に尽力されてこられた鮎川義介氏の多大な寄付によるものであり、両会は車の両輪のように一体となって事業の推進に当たってきました。

その後第二次大戦後のインフレによる基金の減少によって、当会は解散の危機に直面するに至りました。この危機に臨み、第1回卒業生であった小川信雄氏をはじめとする当会出身者の間から、「井上育英会の解散を座視するのは忍びない、何とかして出身者の応分の拠出によって、育英事業の維持をはかりたい。」という声があがり、釀金運動が行われることになりました。また、この動きをみた鮎川家からも多大な寄付が寄せられ、当会は事業を継続することが可能となった次第です。また、この時から当会の出身者が中心となって運営されるようになりました。

なお、財団法人桜菱会は平成22年7月1日、井上育英会に吸収合併され、現在は井上育英会の趣旨に賛同する個人・団体の会員組織として、一体となって事業を支えています。

今日、育英事業は日本学生支援機構をはじめ幾多の団体によって活発に行われていますが、当会は事業規模は小さいものの、次ぎに述べる特色をもち、我が国育英事業の中にあってユニークな存在として高く評価されているものと自負しています。

1. 真に個性ある、人間味豊かな、社会的活動力に富む人物の育成を目指していること。
2. 学生に対しては、桜菱会の会員が学業・進路等について相談に乗るほか、奨学生相互、また卒業生との交流の場をふんだんに提供し、社会人としての良識の涵養に当たっていること。
3. 桜菱会会員は、相互援助、協同親睦を図りつつ育英事業を後援していること。

以上

公益財団法人 井上育英会 案内

◇沿革

井上育英会は大正15年2月5日、明治の元勲井上馨侯のご遺族の寄付を基金として設立されました。戦前は全国の旧制高等学校及び大学から学校長の推薦によって毎年30名前後の学生を採用し、1人月額50円～60円（当時大卒の初任給は60円～70円）の奨学金貸与を行なってきました。

第2次世界大戦後のインフレーションで財政の危機に直面、解散寸前にまで追い込まれましたが、卒業生らの熱意と馨侯を大叔父に持つ実業家で日産グループの創設者鮎川義介氏の多大のご援助とによって危機を脱出し、以来当会の維持、運営は主として卒業生で構成する桜菱会の会員によって行なわれています。

現在採用学生数は毎年20名前後（対象大学9校）。

◇事業の目的

真に個性のある、人間味豊かな、社会的活動力に富む人物の育成を目指しています。

◇業務

1. 奨学金の貸与
学費の援助を必要とする学生の中から奨学生を選び、貸与します。
2. 各界で活躍中の卒業生との交流
懇談会、一泊旅行等の催しを通じて、先輩である桜菱会会員と学生、及び学生同士の交流を図り、豊かな人間性の涵養につとめます。

◇奨学生(貸与)募集

1. 応募資格は、原則として大学2年在学中の学生とします。
2. 当会が応募を期待する学生は、学業成績優秀、心身健全であって将来国家社会の重要な役割を担当できる資質と意欲をもつ者です。また別紙にある当会の目指すところをよく理解し、その趣旨に賛同しこれに協力できる者とします。
3. 奨学金貸与月額(イ)東京、大阪、京都については、自宅通学30,000円、自宅外通学35,000円、(ロ)その他の地域については、自宅通学28,000円、自宅外通学30,000円とします。
4. 奨学金を希望する学生は次の書類の提出が必要です。
 - (1) 当会所定の願書
 - (2) 医師による健康診断書
 - (3) 奨学金を必要とする家庭事情等に関する推薦者の意見
5. 奨学生は当会の奨学生選考委員会により最終的に決定します。
6. 詳細については、当会の奨学金貸与規程をご参照下さい。

◇役員

当会の主なる役員は次の通りです。

<評議員>

評議員	三村明夫	昭和38年東大経卒	日本商工会議所名誉会頭
〃	高藤眞澄	昭和46年東大工卒	元(株)NTTファシリティーズ FMAシスト代表取締役
〃	渡辺文夫	昭和50年東工大工卒	元(株)KDDI 総合研究所代表取締役会長
〃	小林泰夫	昭和54年東工大工卒	元JFEスチール(株)
〃	新保克芳	昭和55年東大法卒	弁護士
〃	山下雅知	昭和57年東大医卒	帝京大学ちば医療センターERセンター長
〃	吉沢正道	昭和59年東大法卒	(株)ロングリーチグループ代表取締役
〃	大山 徹	昭和62年東大経卒	N3Nグローバルジャパン(株)代表取締役
〃	大井田俊彦	昭和63年東工大工卒	宇宙航空研究開発機構
〃	川合和之	平成 4年東大経卒	日本郵便(株)
〃	地村弘二	平成 8年東工大工卒	群馬大学情報学部教授
〃	原 悦子	平成10年東大法卒	弁護士
〃	久間詩奈子	平成13年東大文卒	エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)
〃	渡邊紘道	平成14年東工大工卒	元アクセンチュア(株)

<理事・監事>

理事長	數土幸夫	昭和43年東大工卒	元原子力安全技術センター理事長
副理事長	中山朝夫	昭和42年東大法卒	元日鐵建材工業(株)専務
常務理事	青柳信夫	昭和51年東大経卒	元東京海上日動あんしん生命保険(株)
理事	井川 博	昭和50年東大法卒	政策研究大学院大学名誉教授
〃	近藤邦弘	昭和54年東工大工卒	日本鉄道施設協会特別顧問
〃	片岡 昇	昭和59年東工大理卒	双日(株)
〃	廣瀬滋樹	昭和60年東北大理卒	厚生労働省
〃	室田真男	昭和61年東工大工卒	東京工業大学リベラルアーツ研究教育院教授
〃	磯崎雄喜	平成 7年東大経卒	日本生命保険(相)
〃	穴戸一樹	平成11年東大法卒	弁護士
監事	柴谷 晃	昭和55年東大法卒	弁護士
〃	古橋浩人	昭和61年一橋大経卒	(株)埼玉りそな銀行
〃	土村和史	平成 3年一橋大経卒	音楽家

<大学関係者一部>

北海道大学	横田 篤	昭和54年北大農卒	北海道大学理事・副学長
東北大学	金子俊郎	平成 4年東北大工卒	東北大学大学院工学研究科教授
東京大学	川本隆史	昭和50年東大文卒	東京大学名誉教授
東京工業大学	室田真男	昭和61年東工大工卒	東京工業大学リベラルアーツ研究教育院教授
一橋大学	阿久津 聡	平成 3年一橋大商卒	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
名古屋大学	杉山貴彦	平成 7年名大工卒	名古屋大学大学院工学研究科准教授
京都大学	丹羽 明	平成13年京大医卒	京都大学 i P S 細胞研究所講師
大阪大学	池田辰夫	昭和49年九大法卒	大阪大学名誉教授
九州大学	飯田健一郎	平成 6年九大医卒	北九州生活科学センター

公益財団法人 井上育英会 奨学生願書(1)

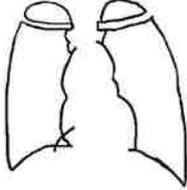
令和5年度

ふりがな		H・R 年 月 日生		貸与月額		貸与期間		
氏名		男・女 (満 歳)		円		年 月 日より 年 月 日まで		
在学 校	大学 学部 科 第 年			志 望 専 攻		入 学 及 び 卒 業		
	所在地						年度 入 学 年 月 卒業予定	
現住所	〒							
	Tel: 携帯:							
	P C E-mail: 携帯 E-mail:							
自宅住所	〒							
	Tel:							
住 居	自宅・学寮・賃貸・その他()				本籍地			
学歴	年 月 中学卒業			年 月				
	年 月 高校入学			年 月				
	年 月 高校卒業			年 月				
家族構成	氏 名	続柄	生年月日	職業・勤務先・在学校及び学年	年収概算	居住地		
本会 以外 の 奨 学 金	名 称		期 間		月 額		総 額	
			年 月より 年 月まで		円		円	
			年 月より 年 月まで		円		円	
一ヶ月の 平均学資	収入	家庭から	円	支出	食 費	円	授業料	円
		アルバイトから	円		住居費	円	学校納付金	円
		その他	円		交通費	円	書籍費	円
					その他	円	実験費・学用品費	円
		合 計	円				合 計	円
奨学生を希望する理由	(なるべく詳しくお書き下さい)							

(奨学生願書(2)もご記入・ご提出下さい。)

下欄は医師が記入のこと。医師は学校医・国公立診療所・保健所・学校附属病院の所属医に限る。

氏名	
----	--

健康診断	既往症(重要なもののみ) 病名	発病 年 月	治癒 年 月	 X線検査 ※ (透) (間) (直) 所見 検査日 年 月 検査場所	
	判定	就学	※ (可) (注意) (不可)		医師
		年 月 日			

貴会の奨学生としてご採用いただきたく必要書類を添えて申請いたします。

年 月 日

本人

印

連帯保証人

印

公益財団法人 井上育英会 理事長 殿

連帯保証人	氏名	本人との続柄	生年月日	年 月 日生
	現住所	携帯Tel		
		Email		
勤務先役職名				

*連帯保証人は原則として父母またはこれに代わる人とする

写真貼付(のりしろ)
写 真
*写真の裏面に大学名・氏名をご記入下さい
*写真は上ののりしろ部分で糊つけして下さい (全部貼り付けないで下さい)

奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人井上育英会（以下「この法人」という。）の定款に基づき、奨学生の募集・選考及び奨学金の貸与・返済に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(募集大学)

第2条 この法人は、国公立大学に在学中の大学生に奨学金を貸与する。
2 この法人が募集する奨学生が在学する大学（以下「募集大学」という。）は、毎年度事業計画において決定する。

(募集人員)

第3条 毎年新に貸与する奨学生の人員の上限は、毎年度事業計画において決定する。但し、収支予算の範囲内で増加することができる。

(応募者)

第4条 この法人は、毎年4月募集大学ごとの担当部門に委嘱し、当該大学2年在学中の学生の中より第5条に該当する応募者の推薦を受ける。
2 前項の推薦には、次の書類を添付する。
(1) この法人の所定様式による奨学生願書
(2) 当該大学1年在学中の学業成績表
(3) 医師による健康診断書
(4) 奨学金を必要とする家庭事情等に関する推薦者の意見
3 前々項の規定にかかわらず次の各号に該当する場合は、本人又は前々項に定める担当部門より前項の各号に定める書類を提出させることにより応募者としてすることができる。
(1) 募集大学以外の大学に在学する学生で相当な推薦者がある者
(2) 募集大学3年以上に在学する学生で第5条に該当する者

(選考)

第5条 奨学生は、下記の各号に該当する応募者より、奨学生選考委員会規程に基づいて選考する。
(1) 学業成績優秀であること。
(2) 心身健全であること。
(3) 経済的理由により就学が困難であること。

(貸与期間)

第6条 奨学金の貸与期間は、大学2年から（第4条第3項第2号に該当するものにあつては応募時に所属している学年から）学部卒業までの最短期間とする。但し、海外留学、傷病等特別の理由のある場合は、貸与期間を延長することがある。延長についての実施細則は、理事長が別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、奨学生が学業優秀で卒業を繰り上げ又は待たずして大学院に進むことになった場合は、繰り上げ期間又は在学となくなった期間の範囲内において大学院進学後も貸与を継続することができる。

(奨学金月額)

- 第7条** 奨学金月額は、1人につき 金35,000円 以内とする。
- 2 居住地、居住の状況ごとの奨学金月額は、理事長が別に定める。

(貸与の停止)

- 第8条** この法人は、次の各号のいずれかに該当する奨学生には貸与を停止する。
- (1) 所定の最短修業年限内に卒業することができない者。但し、第6条第1項により貸付期間の延長を認められた者は除く。
 - (2) 品行不良な者
 - (3) 学資が豊富となり貸与の必要がなくなつたと認められる者
 - (4) 傷病により卒業の見込がない者
 - (5) 休学した者
 - (6) 退学処分を受けた者

(貸与の辞退)

- 第9条** 奨学生は、自己の都合に依り中途において貸与を辞退することができる。

(提出・届出)

- 第10条** 奨学生は、採用後速やかに所定の様式の誓約書を事務局へ提出しなければならない。また、次の各号に該当の場合の届出も同様とする。
- (1) 住所変更の場合
 - (2) 転校、転学、休学又は退学した場合

(貸与)

- 第11条** 奨学金は、毎月貸与する。但し特別の理由あるときは、前渡しをすることができる。

(奨学金の受領)

- 第12条** 東京支部が管轄する地にある大学に在学する奨学生は、事務局から別に指示ある場合を除き、毎月第1水曜日に事務局に出向き奨学金を受領する。但し、2か月間引き続き所定の日に出向くことができない場合は、その理由を事務局へ届け出る。
- 2 東京支部以外の支部が管轄する地にある大学に在学する奨学生は、原則として当該大学のある地を管轄する支部より奨学金を受領する。

(借用書の提出)

- 第13条** 奨学生が学部を卒業したとき、途中で奨学金を辞退したとき又は貸与が停止されたときは、速やかに所定の借用書を提出する。

(奨学金の返済)

- 第14条** 奨学生が学部を卒業したとき（卒業を待たずして大学院に進学した場合を含む。）、途中で奨学金を辞退したとき又は第8条に定める理由により貸与の停止（第2号及び第6号を除く。）となったときは、その事実の発生した翌月より起算して25年以内に返済する。但し、本人の申し出により数か年分又は全額を一括して返済することができる。
- 2 据え置き期間、返済期間、返済金額等返済についての実施細則は、理事長が別に定める。
- 3 奨学生が第8条第2号又は第6号に該当し貸与を停止されたときは、その事実の発生した翌月より起算し6か月以内にそれまでに貸与された奨学金全額を返済する。

(返済期限の延長)

- 第15条** 奨学金返済の義務がある者に傷病その他やむを得ない理由があるときは、理事長の決裁によりその義務を免除又は返済期限を延長することができる。
- 2 前項により返済期限延長の承認を受けたときは、返済時期及び金額は延長した期間に応じて順次繰り延べる。

(実施手続き)

- 第16条** この規程に特別の規定あるものを除く他、この規程の実施のための手続きその他その執行について必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

- 第17条** この規程の改廃は、理事長が立案し、理事会の決議を経て行う。

附則

この改訂は、平成29年3月10日より施行する。

井上育英会事業の紹介

【1】奨学金貸与

2023年3月現在、計41人（内女子16人）に奨学金を貸与しています。

*対象大学

北海道大学、東北大学、東京大学、東京工業大学、一橋大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学

*奨学金月額

東京・京都・大阪の3地域：自宅通学3万円、自宅外通学3万5千円
その他の地域：自宅通学2万8千円、自宅外通学3万円

*返済

原則として、卒業後3年目から20年間で返済して頂きます。無利子です。

【2】学業・進路等の相談・助言および懇親

毎月1回、地域ごとに月例会を開き、OB・OGと奨学生および奨学生同士の交流を図ります。3月には奨学生全員が東京に集まり、卒業祝賀前夜祭すき焼きパーティーと卒業祝賀会、全国奨学生交流会が開催されます。この他先輩も交えた1泊のバス旅行、2泊3日のスキー合宿、新年会、春秋の講演会など楽しい催しが盛りだくさんです。いずれも奨学生は参加費無料です。

卒業祝賀会・前夜祭



新年会・春秋の講演会



一泊バス旅行



スキー合宿



私たちは井上育英会を推薦します

私たちは皆、公益財団法人井上育英会の奨学金貸与を受けて大学を卒業しました。この育英会は、明治の元勲井上馨侯爵の遺産を基に大正15年に設立され、以来1500人余りの人材を世に送り出しています。

年間の新規奨学生採用数が全国で20名ほどの小規模な育英会ですが、奨学金の貸与だけでなく、奨学生相互、OB・OGとの交流の他、例会、懇親旅行などのイベントを通じて勉学、進路の相談にも応ずるなど、社会の指導的な地位に立つ有能な人材の育成を目指しています。

また、これらを通じて培った人脈は私たちの大切な人生の財産になっています。

日本・東京商工会議所
名誉会頭
日本製鉄株式会社
名誉会長
三村 明夫



元東京高等裁判所
判事
大内 俊身



京都大学
滋賀医科大学
名誉教授
ひと・健康・未来研究財団
理事長
塩田 浩平



大阪大学
名誉教授
弁護士
池田 辰夫



東京大学
名誉教授
川本 隆史



元KDDI総合研究所
会長
元KDDI財団
理事長
Starlink Japan CFO
渡辺 文夫



マサチューセッツ
工科大学 (MIT)
メディアラボ
副所長・教授
石井 裕



北海道大学
理事・副学長
(財務、SDGs 担当)
横田 篤



東京工業大学
リベラルアーツ研究
教育院
教授
室田 真男



N3N グローバルジャパン
社長
VAAK Executive Officer,
VP of Sales
大山 徹



宇宙航空研究開発機構
宇宙科学研究所
研究基盤・技術統括
大井田 俊彦



一橋大学 大学院
国際企業戦略研究科
教授
阿久津 聡



東北大学
大学院工学研究科
教授
金子 俊郎



公益財団法人
北九州生活科学センター
微生物検査課
課長
飯田 健一郎



名古屋大学
大学院工学研究科
准教授
杉山 貴彦



ジョージワシントン大学
医学部
助教授
鳥居 和枝



Good Governance
Group(G3)
日本代表
大久保 琢史



読売新聞東京本社
編集局
大広 悠子



京都大学
iPS細胞研究所
講師
丹羽 明



みずほ銀行
(中国) 有限公司
末吉 小絵

